

## 制度利用者が活用可能な岩倉市の行政サービス一覧

令和7年10月1日時点

### 注意事項

- 令和7年4月1日時点で、岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度及び愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応可能な場合もあります。詳細は行政サービスの担当課へ直接お問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	問合先 (担当課・グループ、電話番号)
		必要	不要		
納税証明書の交付	親族等として交付請求できる。	○			税務課 市民税グループ 0587-38-5806
課税・所得証明書の交付	親族等として交付請求できる。	○			税務課 市民税グループ 0587-38-5806
市税等の納付書(再)発行	親族等として交付請求できる。		○		税務課 収納グループ 0587-38-5806
固定資産税台帳登録事項証明書の交付	親族等として交付請求できる。	○			税務課 固定資産税グループ 0587-38-5806
ふれ愛タクシー	代理で申請できる。 小学校就学前児童の申請の場合、保護者として同乗できる。		○ ※	利用登録する本人の身分証明書(写しでも可)の提示が必要。 ※小学校就学前児童の申請で保護者として申請する場合は受領証明書等の提示が必要。	協働安全課 市民協働グループ 0587-38-5803
自転車乗車用ヘルメット購入費補助金	代理で申請できる。	○			協働安全課 防災安全グループ 0587-38-5831
住民票の写しの交付	交付請求できる。		○	住民票上の同世帯員の場合に限る。	市民窓口課 窓口グループ 0587-38-5807
印鑑登録証明書の交付	交付請求できる。		○	印鑑登録証の提示が必要。	市民窓口課 窓口グループ 0587-38-5807

## 制度利用者が活用可能な岩倉市の行政サービス一覧

令和7年10月1日時点

### 注意事項

- 令和7年4月1日時点で、岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度及び愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応可能な場合もあります。詳細は行政サービスの担当課へ直接お問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	問合先 (担当課・グループ、電話番号)
		必要	不要		
住民異動(転入、転出、転居、世帯変更)の届出	届出ができる。		○	住民票上の同世帯員の場合に限る。	市民窓口課 窓口グループ 0587-38-5807
戸籍の届出	使者として届書の提出ができる。		○	同居している場合、死亡届の届出人となることも可能。	市民窓口課 窓口グループ 0587-38-5807
障がい者手帳・障がい福祉サービス等に係る各種申請	代理で申請できる。		○		福祉課 障がい福祉グループ 0587-38-5809
自立支援制度に係る各種申請	代理で申請できる。		○		福祉課 障がい福祉グループ 0587-38-5809
生活保護に関する手続き	申請できる。		○	生計同一世帯の場合に限る。	福祉課 社会福祉グループ 0587-38-5830
住居確保給付金に関する手続き	申請できる。		○	生計同一世帯の場合に限る。	福祉課 社会福祉グループ 0587-38-5830
生活困窮者自立相談支援事業に関する手続き	相談できる。		○	生計同一世帯の場合に限る。	福祉課 社会福祉グループ 0587-38-5830
介護保険に係る各種申請	代理で申請できる。	○			長寿介護課 介護保険グループ 0587-38-5811
総合相談支援	地域包括支援センターへ相談できる。		○		長寿介護課 介護保険グループ 0587-38-5811

## 制度利用者が活用可能な岩倉市の行政サービス一覧

令和7年10月1日時点

### 注意事項

- 令和7年4月1日時点で、岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度及び愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。  
(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応可能な場合もあります。詳細は行政サービスの担当課へ直接お問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	問合先 (担当課・グループ、電話番号)
		必要	不要		
高齢者福祉サービスに係る各種申請	代理で申請できる。	○		認知症高齢者等個人賠償責任保険事業に関する部分は親族による申請が必要なため除外。	長寿介護課 長寿福祉グループ 0587-38-5811
在宅ねたきり老人等介護者手当	介護者に対して手当を支給できる。	○			長寿介護課 長寿福祉グループ 0587-38-5811
母子健康手帳の交付	代理で申し込みができる。		○	妊娠届出書の提出が必要。	健康課 健康支援グループ 0587-37-3511
がん検診等の申し込み	代理で交付申請できる。		○	本人と同居している場合に限る。 ただし、受領証明書等を提示すれば別居でも可。	健康課 保健予防グループ 0587-37-3511
教育・保育給付認定申請 (認可保育所入所申込含)	保護者として申請できる。		○		こども家庭課 保育グループ 0587-50-0372
施設等利用給付認定申請 (幼児教育・保育無償化認定申請)	保護者として申請できる。		○		こども家庭課 保育グループ 0587-50-0372
放課後児童健全育成事業に関する手続き (放課後児童クラブ)	保護者として申請できる。		○		こども家庭課 保育グループ 0587-50-0372
一時保育利用申請	保護者として申請できる。		○		こども家庭課 保育グループ 0587-50-0372

## 制度利用者が活用可能な岩倉市の行政サービス一覧

令和7年10月1日時点

### 注意事項

- 令和7年4月1日時点で、岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度及び愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応可能な場合もあります。詳細は行政サービスの担当課へ直接お問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	問合先 (担当課・グループ、電話番号)
		必要	不要		
支援センター各種講座・行事の手続き・参加	保護者として申請・参加できる。		○		こども家庭課 保育グループ 0587-50-0372
保育園・放課後児童クラブの送迎	保護者として送迎できる。		○		こども家庭課 保育グループ 0587-50-0372
DV相談	パートナー等からの暴力の相談ができる。		○		こども家庭課 子育て支援グループ 0587-38-5810
子育て短期支援事業	保護者として申請できる。	○		生計同一世帯の場合に限る。	こども家庭課 子育て支援グループ 0587-38-5810
罹災証明書の交付	親族等として交付請求できる。		○		総務課 予防グループ 0587-37-5333
救急搬送時の救急車への同乗	家族関係の有無にかかわらず同乗できる。		○		消防署 0587-37-5333
親子向け講座	保護者として参加できる。		○		全課 0587-66-1111